

4月12日(日)は埼玉県議会議員一般選挙、
4月26日(日)は行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙の投票日です。

大切な選挙 必ず投票しましょう

今年、統一地方選挙(埼玉県議会議員一般選挙、行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙)と埼玉県知事選挙が予定されています。
これらの選挙は、私たちの生活と密接に関わる身近な代表者を選ぶ重要なものです。
貴重な一票を無駄にすることのないよう、ぜひ投票に行きましょう。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

県議会議員選挙

- ・日本国籍を有する方
- ・平成7年4月13日以前に生まれた方
- ・平成27年1月2日以前から本市に住所を有している方

※平成27年1月3日以降に埼玉県内の他の市町村に転出(1回のみの住所移転に限る)し、本市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、本市で投票できますので問い合わせください。

市議会議員選挙および市長選挙

- ・日本国籍を有する方
- ・平成7年4月27日以前に生まれた方
- ・平成27年1月18日以前から本市に住所を有している方
- ・選挙人名簿に登録されている方

投票所「入場券」は郵便でお届けします

投票所「入場券」は、いずれの選挙も告示日に合わせて各家庭に郵便で届けられます。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので、万一届かなかつたり、紛失したりしても選挙権のある方は、投票することができます(入場券が届いても、転出などにより投票できない場合があります)。

※入場券を紛失してしまった方は、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

※入場券は封書形式となっています。投票の際は、開封して入場券を切り離し、それぞれ本人の分をお持ちください。

投票所について

投票は、入場券に印刷してある投票所で午前7時から午後8時までに行ってください。なお、次の期日以降に市内で住所を変更した場合は、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

【埼玉県議会議員一般選挙】3月24日(火)
【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】4月8日(水)
※転居したときは、入場券が届かない場合があります。転居するときには郵便局に届け出を行ってください。

間違えないでください 投票の順序

投票の順序

4月26日は、市議会議員選挙と市長選挙が同時に行われます。

- ①市議会議員選挙
- ②市長選挙

投票用紙

市議会議員選挙と市長選挙の投票用紙は、無効投票などを防ぐため、次のように色分けしてあります。

- 【市議会議員選挙】
水色の用紙に黒色で印字
- 【市長選挙】
クリーム色の用紙に黒色で印字

※投票用紙を間違えると投票は無効となりますので、ご注意ください。

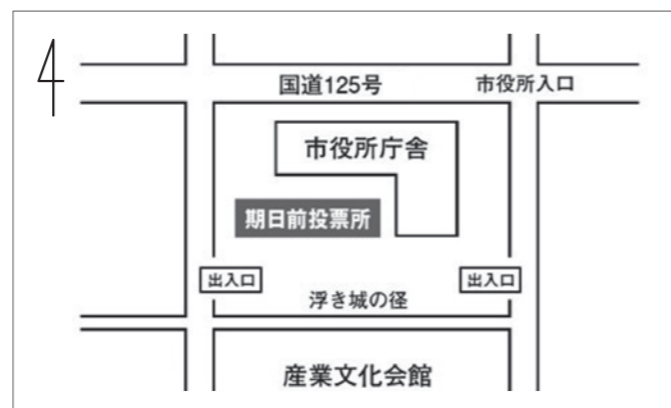
ご利用ください 期日前投票

投票日に次のような理由がある方は期日前投票ができます。ご利用の際は、入場券をご持参ください。入場券が届いてない場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

投票期間および投票時間

- 【埼玉県議会議員一般選挙】4月4日(土)～11日(日)
- 【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】4月20日(月)～25日(土)
- いずれも午前8時30分～午後8時



※場所は、市役所庁舎西側駐車場の仮設プレハブです。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることにより、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。期日前投票でも代理投票は可能です。

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができます。この場合、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。



病院に入院中の方や施設に一時入所している方へ

不在者投票

一部の病院や老人福祉施設などに入院・入所中の方、出張などで市外に滞在している方のために、施設や市外の選挙管理委員会で投票を行う不在者投票の制度があります。詳しくは、施設または選挙管理委員会へ問い合わせください。

選挙公報を発行します

有権者の皆さんに、投票のための資料にいただくため、各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭に届けます。また、新聞を購読していない場合は、市役所、各公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

※郵送による配布を希望する方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

ルールを守ってきれいな選挙

寄附禁止のルール

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方に対して寄附をすることは、いかなるものであっても禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

「三ない運動」を徹底しましょう

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない
- ・有権者は政治家に寄附を求めない
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない

事前運動の禁止

公職選挙法により、選挙運動は告示日以降(厳密には立候補の届け出後)でなければ行うことができません。告示前に選挙運動を行うことは事前運動として禁止されています。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)